

水防法に基づく氾濫通報制度等について

令和8年 3月
水管理・国土保全局

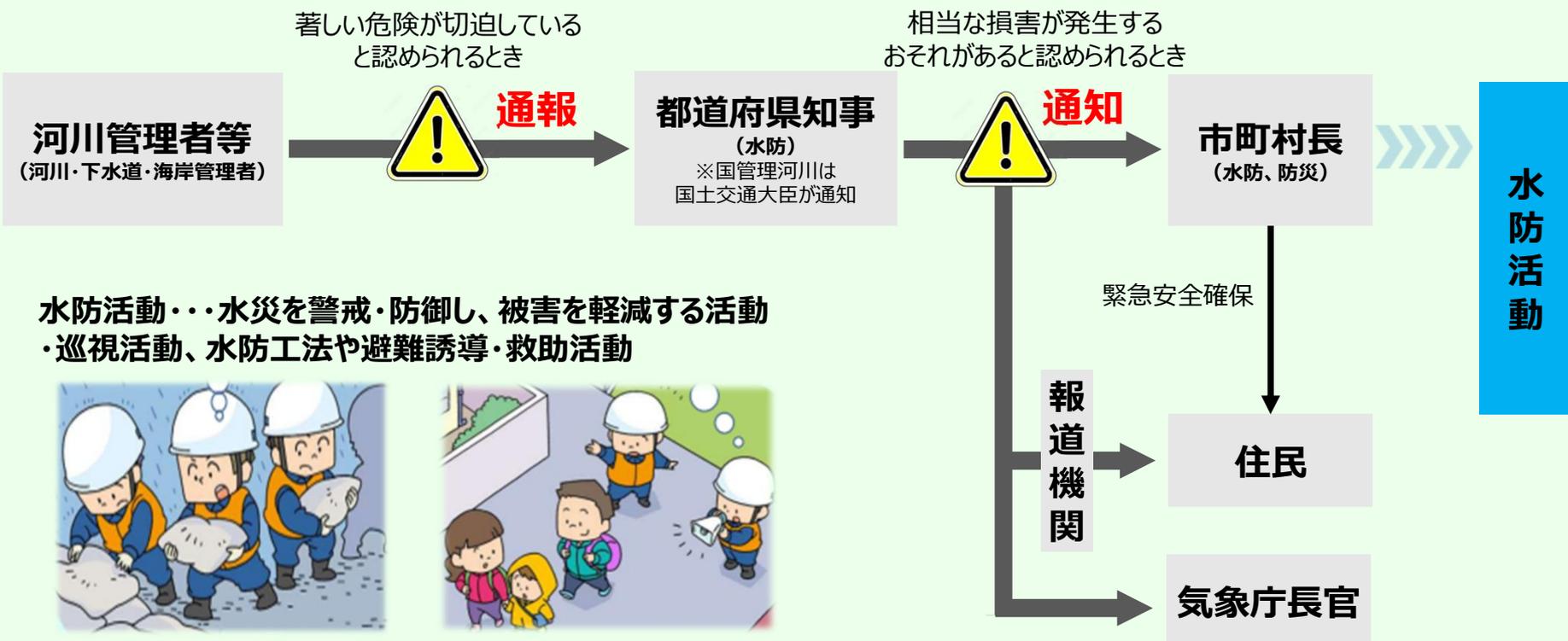
河川管理者等による氾濫に係る通報

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。

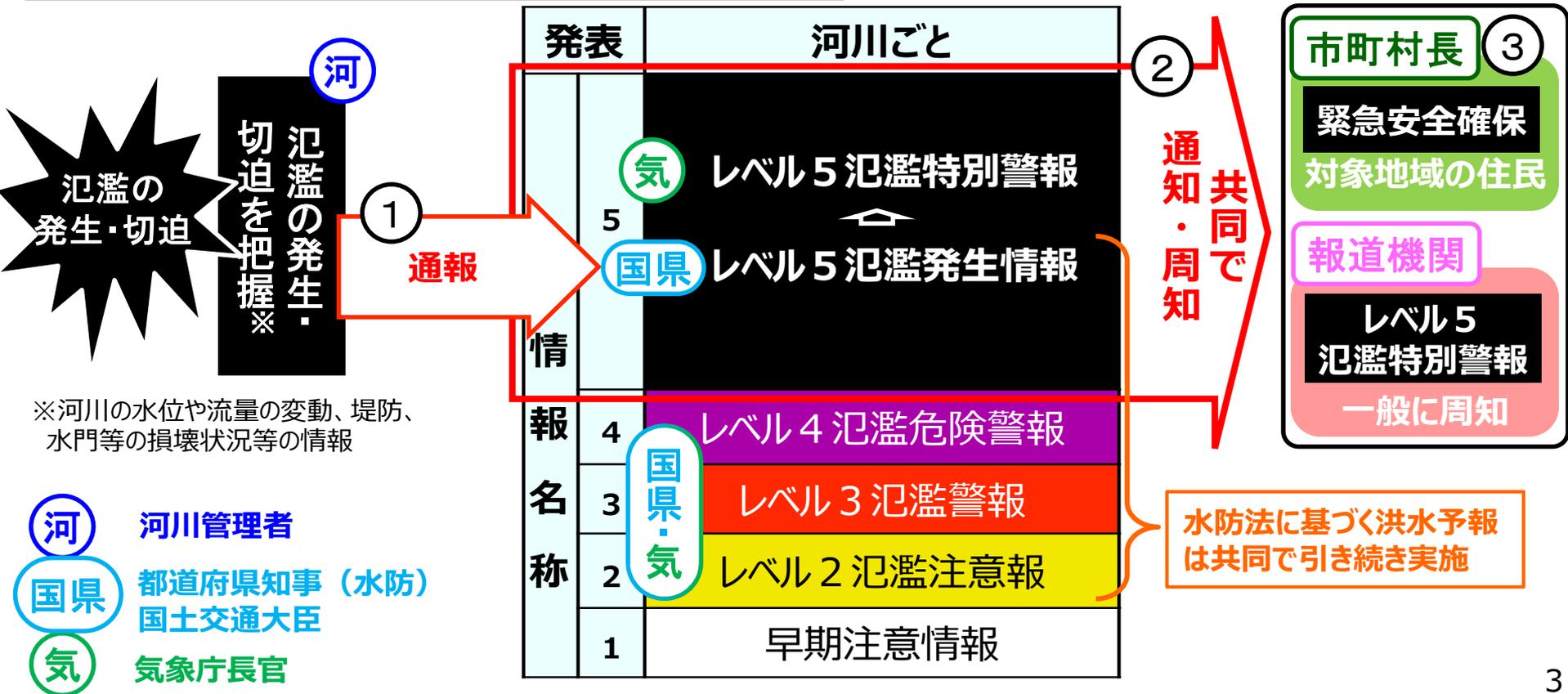
※浸水想定区域・・・住宅等が所在する区域において、洪水や高潮による氾濫等により浸水が想定される区域（市町村がハザードマップを作成することとなっている）

新たな通報制度の概要



- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設** 【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報**を関係機関へ**通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供** 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]



<現在の河川氾濫等に関する情報>

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む洪水警報等	
河川数	約400河川	約1,800河川	-	-
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	流域雨量指数・表面雨量指数（解析・予測）	表面雨量指数（流域雨量指数）（解析・予測）
情報名称	5	氾濫発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）
	4	氾濫危険情報	氾濫危険情報	
	3	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	大雨警報（浸水害） 大雨注意報
	2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	※警戒レベル相当情報としての位置づけなし
	1	早期注意情報		早期注意情報

- 河川ごとの情報（水防活動用の情報）と市町村ごとの情報（一般向けの警報等）がある。
- 気象台の発表情報に、警戒レベル4相当や5相当の情報がないものがある。
- 大雨警報・注意報は、警戒レベル相当情報としての位置づけがない。

河川氾濫・大雨に関する情報（今後の運用）

- 令和8年5月下旬から、河川の氾濫に関する情報は、警戒レベルとの関係から以下ようになります。
- 例えば、警戒レベル3相当の情報は、
 - <洪水予報河川> レベル3 氾濫警報^①等の相当情報を参照（氾濫警戒情報等から名称変更）
 - <水位周知河川> レベル3 氾濫警戒情報^②等の相当情報を参照（レベル表記を追加）
 - ※河川の情報が入手できない場合などにレベル3 大雨警報^③を参照
 - <その他河川_(上記以外)> レベル3 大雨警報^③等を参照（洪水警報がレベル3 大雨警報へ統合）
- 氾濫通報に基づくレベル5 氾濫発生情報^④は、あらかじめ定められた河川で運用されます。

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報	
分類	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川		
河川数	約400河川	約1,800河川	約18,000河川	—	
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	河川事務所または都道府県	気象台	
発表単位	河川ごと	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	
対象とする主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫	
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	確認情報等	表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）	
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報 [*]	レベル5 氾濫発生情報 ^④	レベル5 氾濫発生情報 ^④	レベル5 大雨特別警報
	4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険情報		レベル4 大雨危険警報
	3	レベル3 氾濫警報 ^①	レベル3 氾濫警戒情報 ^②	市町村ごと の大雨警報を 参考に判断	レベル3 大雨警報 ^③
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報		レベル2 大雨注意報
	1	早期注意情報			早期注意情報

※レベル5 氾濫特別警報とレベル5 氾濫発生情報^④は一体的に発表

氾濫通報等と新しい防災気象情報について

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報等）
- レベル5相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。**

水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

警戒レベル	河川氾濫			大雨※4 低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる 浸水	（警戒レベルごとに） 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道				
	河川ごと						
警戒レベル 5相当	レベル5 ※1、2 氾濫特別警報	レベル5 ※2 氾濫発生情報	レベル5 ※2 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 ※1、2、5 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>							
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 ※3 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 （避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

※1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。

※2 レベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。

※3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意）。

※4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。

※5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

土砂災害に関する情報

- 警戒レベル4相当は、現在の土砂災害警戒情報から**レベル4土砂災害危険警報**に呼称が変更される※が、**情報の伝達の流れは変わらない。**

※土砂災害防止法第27条に基づく避難に資する情報であることは変わらない

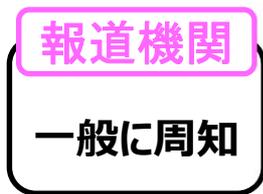
- **レベル3土砂災害警報**は、3時間先※にレベル4土砂災害危険警報の基準に達すると予想される場合に発表。

現在の大雨警報（土砂災害）に比べ、警戒レベル4相当に至らない**情報発表が大幅減。**

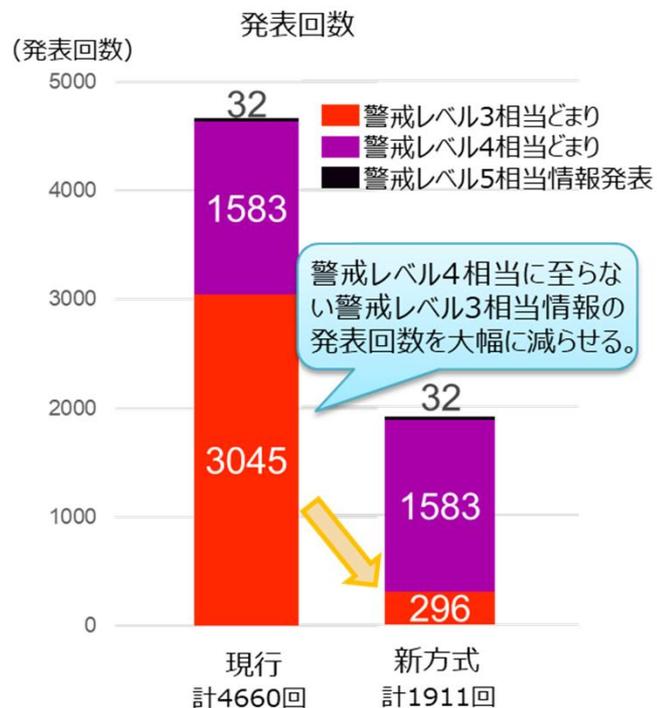
※4～6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

警戒レベル4相当情報の伝達の流れ

発表指標		60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測）	
情報名称	5	レベル5土砂災害特別警報	気
	4	レベル4土砂災害危険警報	気 県
	3	レベル3土砂災害警報	気
	2	レベル2土砂災害注意報	気
	1	早期注意情報	



警戒レベル3相当情報の発表回数の比較（令和3年のデータに基づく）



都道府県知事



気象庁長官

川の水位等が確認できる“川の防災情報”

- 河川やダム、降雨の状況などの各種河川情報を集約し、**全国の情報を一元的に提供**
- 基準水位超過や洪水予報の発表など洪水の危険が**高まった箇所は着色の上、強調して表示。**

河川水位

国・都道府県の水位情報が確認可能。水位が上昇すると着色強調表示。

横断面図
水位 4.76m
水位グラフ

- 氾濫危険水位超過
- 避難判断水位超過
- 氾濫注意水位超過
- 水防団待機水位超過
- 平常
- 基準水位なし
- 欠測

ダム情報

ダム（国・水資源機構・都道府県・農水・発電等）の貯水位等が確認可能。ダムの操作状況に応じて着色強調表示。

貯水位
流入・放流量

- 緊急放流 実施の可能性あり又は実施中
- 洪水貯留操作実施中
- 平常
- 欠測

最新観測値 2022/08/16 10:00
河川横断面 水位グラフ 詳細情報
水位 6.43m ↑

レーダ雨量

国土交通省のXRAINによる250mメッシュ、リアルタイムな降雨状況。

欠測 1 5 10 20 30 50 80 mm/h

ライブカメラ

国・都道府県のカメラ画像。平常時画像と並べて状況の確認が可能。

ライブ（災害時） 平常時

洪水予報

指定河川洪水予報（国・都道府県）及び水位到達情報（国のみ）が確認可能。情報が発表されている河川を着色表示。

洪水予報
【警戒レベル3相当情報【洪水】】球磨川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

発表状況
第2号 氾濫警戒情報 Lv.3相当
2021/05/27 08:30

基準観測所の（発表時点の観測値）
多良木 水位 1.39m
一武 水位 2.40m

基準観測所の水位予測→

- 川の防災情報に新機能を追加
- 川の防災情報に、河川監視カメラ等の静止画像をアーカイブし、3日前まで遡って過去の静止画像を閲覧可能
- 再生ボタンをクリックすると、静止画像のコマ送り動画を閲覧可能



The screenshot displays the '川の防災情報' (River Disaster Information) website. The main map shows the Sagami River (最上川) and surrounding areas in Yamagata Prefecture, with several camera icons indicating monitoring points. A red callout box on the map states: **3日前まで遡ることが可能** (It is possible to go back up to 3 days ago).

The '過去日付選択' (Past Date Selection) menu is open, showing a list of dates from 2025/05/16 to 2025/05/13, with 2025/05/16 highlighted in a red box.

The '観測所情報' (Observation Station Information) section shows '鈴川排水機場 最上川水系 最上川' (Suzukawa Pumping Station, Sagami River Basin, Sagami River). The '観測詳細' (Observation Details) section shows a video player with a '再生' (Play) button highlighted in a red box. Below the video player, text explains: **上の再生ボタンを押すと、直前の10分間のカメラ画像をコマ送り表示できます。表示間隔は10秒です。過去画像がない場合はその時刻をスキップします。** (Pressing the play button above allows you to view the camera images from the previous 10 minutes in a frame-by-frame display. The display interval is 10 seconds. If there are no past images, it will skip to that time.)

A large red callout box at the bottom right of the video player area states: **コマ送り動画再生** (Frame-by-frame video playback).

浸水想定区域等に基づく“ハザードマップ”

○概要

- その土地の災害に対する危険性や避難場所などが記されている地図。

○求められる行動

- ハザードマップは、自治体のウェブサイト等で確認できます。前もってハザードマップで自宅の災害の危険性や、避難場所までの経路を確認しておきましょう。
- また、ご家族の状況などを踏まえて、災害の危険が差し迫った時にどのような行動をとるかをあらかじめ決めておきましょう。

おもなハザードマップ

ハザードマップとは、災害発生時に被災が想定される区域と避難場所・避難経路などを確認できる地図

洪水
河川氾濫時に浸水が想定される区域等

高潮
台風等で起きた高潮による氾濫時に想定される区域等

津波
津波が陸上に押し寄せた際に浸水が想定される区域等

ため池
決壊時に浸水が想定される区域等

内水
排水能力を超えた大雨時に浸水が想定される区域等

火山
大きな噴石や火砕流、溶岩流等の影響範囲

土砂災害
土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)が発生するおそれがある地域

地震
大規模地震発生時に想定される揺れの大きさ

Yahoo!ニュース
オリジナル
監修：国土交通省

2025年7月制作

洪水ハザードマップのポイント

川の水があふれたり、堤防が決壊したときのために備えるマップ

① 想定浸水域を知る

自宅等が色がかかっている場所か確認

② 想定浸水深を知る

深さによって色分けされている

20m~

10~20m

5.0~10m
2階の屋根以上が浸水する

3.0~5.0m
2階部分まで浸水する程度

0.5~3.0m
1階天井まで浸水する程度

0.0~0.5m
大人の膝までつかる程度



③ 避難場所・ルートを確認する

最短かつ色がかかっていない安全なルートを知っておく

Yahoo!ニュース
オリジナル
監修：国土交通省

2025年7月制作

土砂災害ハザードマップのポイント

がけ崩れ、土石流、地すべりといった土砂災害に備えるマップ

① 危険の有無を知る

自宅等に色がかかっているか確認する

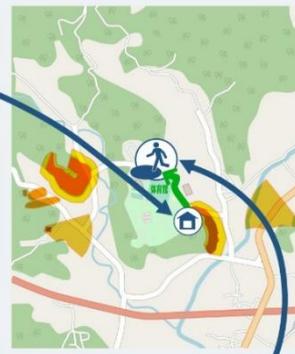
② 危険度を知る

土砂災害警戒区域
がけ崩れ 土石流 地すべり

がけ崩れ等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域

土砂災害特別警戒区域
がけ崩れ 土石流 地すべり

土砂災害警戒区域のうち、がけ崩れ等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域



③ 避難場所・ルートを確認する

最短かつ色がかかっていない安全なルートを知っておく※大雨で避難を行う際は色がかからない箇所も注意(がけ地や小さな沢など)

Yahoo!ニュース
オリジナル
監修：国土交通省

2025年7月制作

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

- 災害リスク情報や防災に役立つ情報を、全国どこでも重ねて閲覧できるWeb地図サイト
- 災害リスクをまとめて検索することもできる。

身のまわりの災害リスクを調べる

重ねるハザードマップ

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示します。

住所から探す 住所を入力することで、その地点の災害リスクを調べることができます

例：茨城県つくば市北郷1 / 国土地理院

現在地から探す

現在地から探す

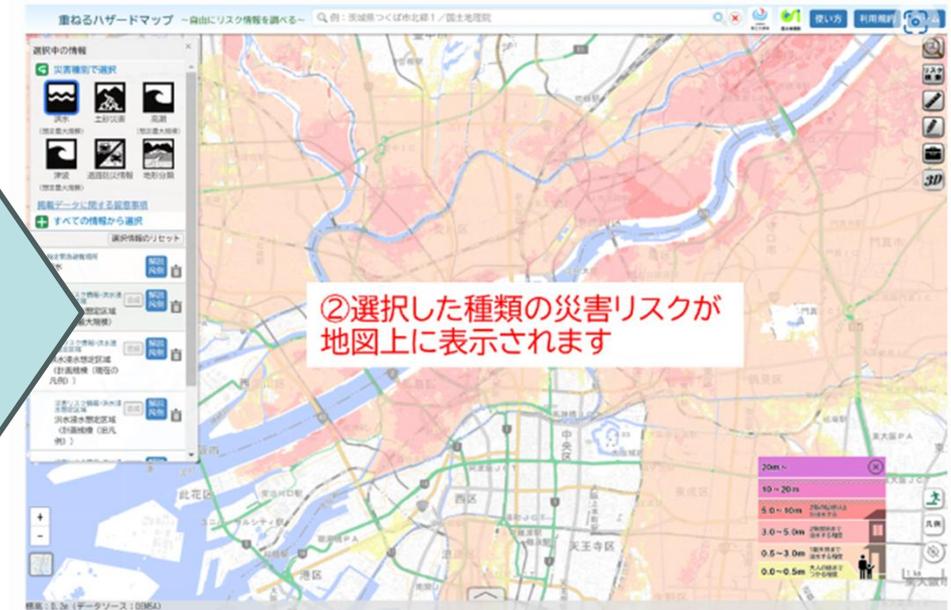
新機能(災害リスク情報のテキスト表示)について

地図から探す



① 調べたい災害のアイコンをクリック

災害の種類から選ぶ



初期表示画面(洪水をクリックした場合)

参考資料

氾濫等の通報の運用（案）の位置づけ

- 水防法第24条の2の氾濫等の通報については、効率的に運用するため、都道府県の水防協議会で協議した上で、氾濫等の通報の対象となる河川等の区域、通報の基準を水防計画に定めることが必要。（水防管理団体が作成する水防計画の手引きにも必要に応じて定める）
- 円滑な検討・協議や効果的な制度運用に資するよう、氾濫通報の対象となる河川等の区域、通報の基準の記載例を水防計画作成の手引きに示しつつ、全国の標準的な考え方は「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針（水防計画作成の手引きの添付）」に記載

水防計画作成の手引き （都道府県版）

第10章 水防活動

- 10.1 水防配備
- 10.2 巡視及び警戒
- 10.3 水防作業
- 10.4 緊急通行
- 10.5 警戒区域の指定
- 10.6 避難のための立退き
- 10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置
- 10.8 水防配備の解除

令和6年12月

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室

氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針(案)←

←

1. 本運用指針の取扱い←

本運用指針は、令和7年12月の水防法の改正を踏まえ、水防法第24条の2の氾濫等の通報、水防法第25条の決壊の通報等の標準的な考え方を記したものである。←

水防法第24条の2及び第25条の通報制度の運用方針については本指針を参考の上、地域の実態に即したものとなるよう、水防協議会において関係者で綿密に協議を行うよう努められたい。←

【解説】←

令和3年の災害対策基本法改正により、市町村長が新たに、緊急安全確保の措置を指示できることが規定され、災害の発生が切迫している状況について市町村が住民に周知し、立退き避難に加えて緊急安全確保も含めて、適確な避難行動につなげていくことが非常に重要となってきた。←

水防法においてはこれまで、水災害が発生又は切迫している状況について、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報、洪水予報河川等における氾濫発生情報（越水等の確認情報）の提供のほか、地域毎の水防計画に基づき越水等が発生した際に水防に協力する立場の河川管理者による周知等によって情報提供が行われてきた。←

一方、近年、観測技術の高度化・観測設備の整備の進展等により、河川管理者、下水道管理者及び海岸管理者（以下「河川管理者等」という。）が氾濫の発生の危険が切迫した状態にあることをプッシュ型で情報提供する素地が整ってきたところである。←

- 避難指示から緊急安全確保に切り替わった時は立ち退き避難から屋内安全確保への行動変容を促すことが必要
- 一方、氾濫形態によっては引き続き早急な立ち退き避難が必要となる場合があり、そのような「特に留意が必要な氾濫」については少なくとも通報することが必要。(単なる高所移動ではなく、堅牢かつ十分な高さを有する近隣の建物への移動が必要となるような事態をもたらす氾濫を対象)
- 具体的には、想定最大規模の浸水想定区域において、以下の区域で発生する氾濫が対象

- 家屋の倒壊・流出に至り得る「家屋倒壊等氾濫想定区域」
⇒木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要

家屋倒壊等氾濫想定区域図



氾濫流による家屋倒壊

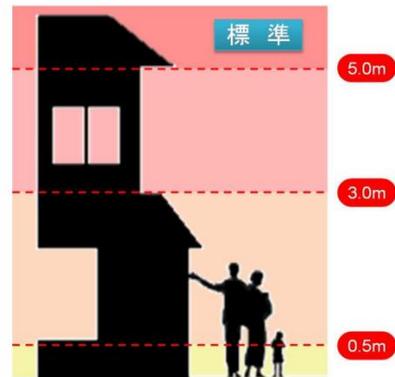
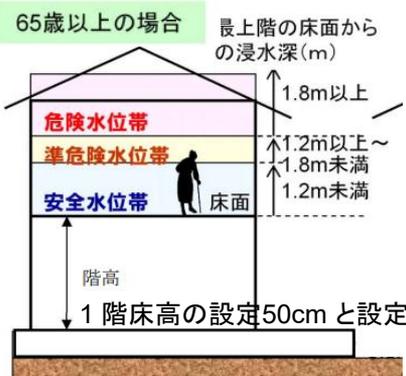


河岸侵食による家屋倒壊



- 平屋住宅所在エリアで「深い浸水深」が所在する区域
⇒平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要

※65歳以上の場合、水深1.7m(1階床高50cm)では死亡率が12%となる。
2階床下に相当する水深は3m



※洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)

※「水害の被害指標分析の手引」(H25 試行版)

- 氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街が所在する区域 ⇒速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要



○河川管理者等が把握可能な氾濫の切迫・発生情報としては、確認（決壊等の確認）、計測（水位到達等）、推定・予測（水位予測等）がある。

①確認情報：

巡視・カメラによる越水・破堤等、堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の確認

②計測情報：

水位計・放流量等による計測数値により氾濫の切迫・発生を判断

予め計測情報と対象区間の越水の可能性を整理されている場合はその区間評価も含む

〔 ex:基準水位観測所等の水位による対象区間の越水の可能性の把握（氾濫する可能性のある水位※の到達）
異常洪水時防災操作した際のダム直下の越水の可能性の把握（〇〇m³/s以上の放流） 〕

施設の操作及び機能支障情報から氾濫の切迫・発生を判断

予め設定した水位に達した状況で施設の操作及び機能支障を確認

ex：排水機場のポンプを停止した際の越水の可能性の把握（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止）



加工

※今後名称変更の可能性あり

③推定・予測情報：

計測情報や雨量情報を元に予測モデルにより氾濫の切迫・発生を推定

発災時に計測情報から越水・破堤を推定

ex：急激な水位低下等から決壊の可能性を推定

- 「確認情報」は目視等で確認した最も信頼できる情報であるが、見逃しが多くなるため、「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用
- 推定・予測情報は確度が低いため氾濫通報に活用しないことを原則とするが、確認・計測情報がない場合は、複数の推定・予測情報を用いてやむを得ず活用することを検討することが可能
- 確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を確認した場合は追加で通報。
- 事前に施設の操作及び機能支障情報と対象区間の越水の可能性を整理されている場合のみ水防計画に記載（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止等）

深刻な事態に到る蓋然性

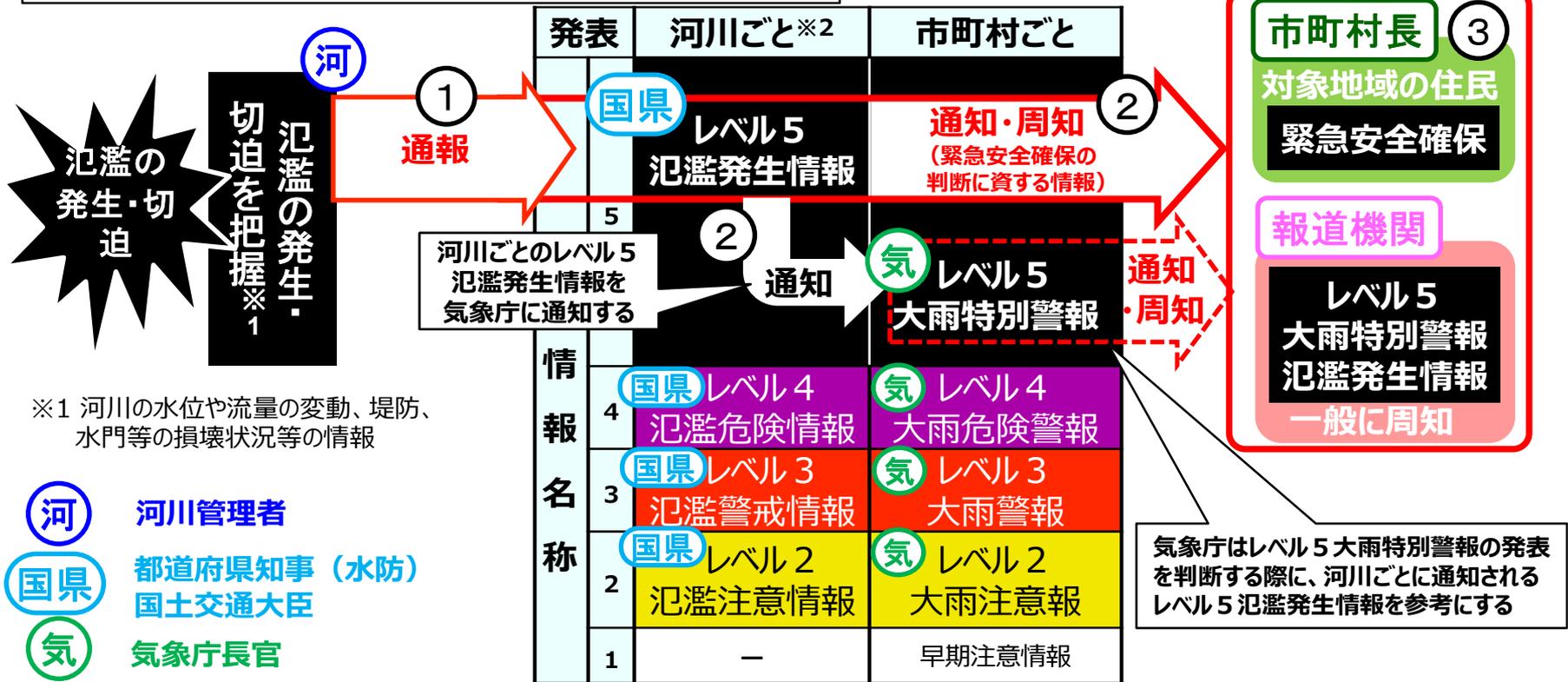
低

高

		氾濫発生が不確実・猶予あり	氾濫発生を確認・可能性大	
高	巡視・カメラによる越水・破堤等 確認情報		これまで氾濫発生情報として実施	地点情報
情報の確度	水位計・放流量（施設の操作及び機能支障情報も含む）等による 計測情報	氾濫等の通報の基本として提供する情報		
低	予測モデルや急激な水位変動等を基にした 推定・予測情報	精度が低いため活用しない	確認・計測情報がない場合やむを得ず提供することを検討できる情報	

- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知**（気象庁が発表するレベル5 大雨特別警報の発表判断にも活用）。
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事からの「レベル5 氾濫発生情報」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [水位周知河川等]



気象庁はレベル5 大雨特別警報の発表を判断する際に、河川ごとに通知されるレベル5 氾濫発生情報を参考にする

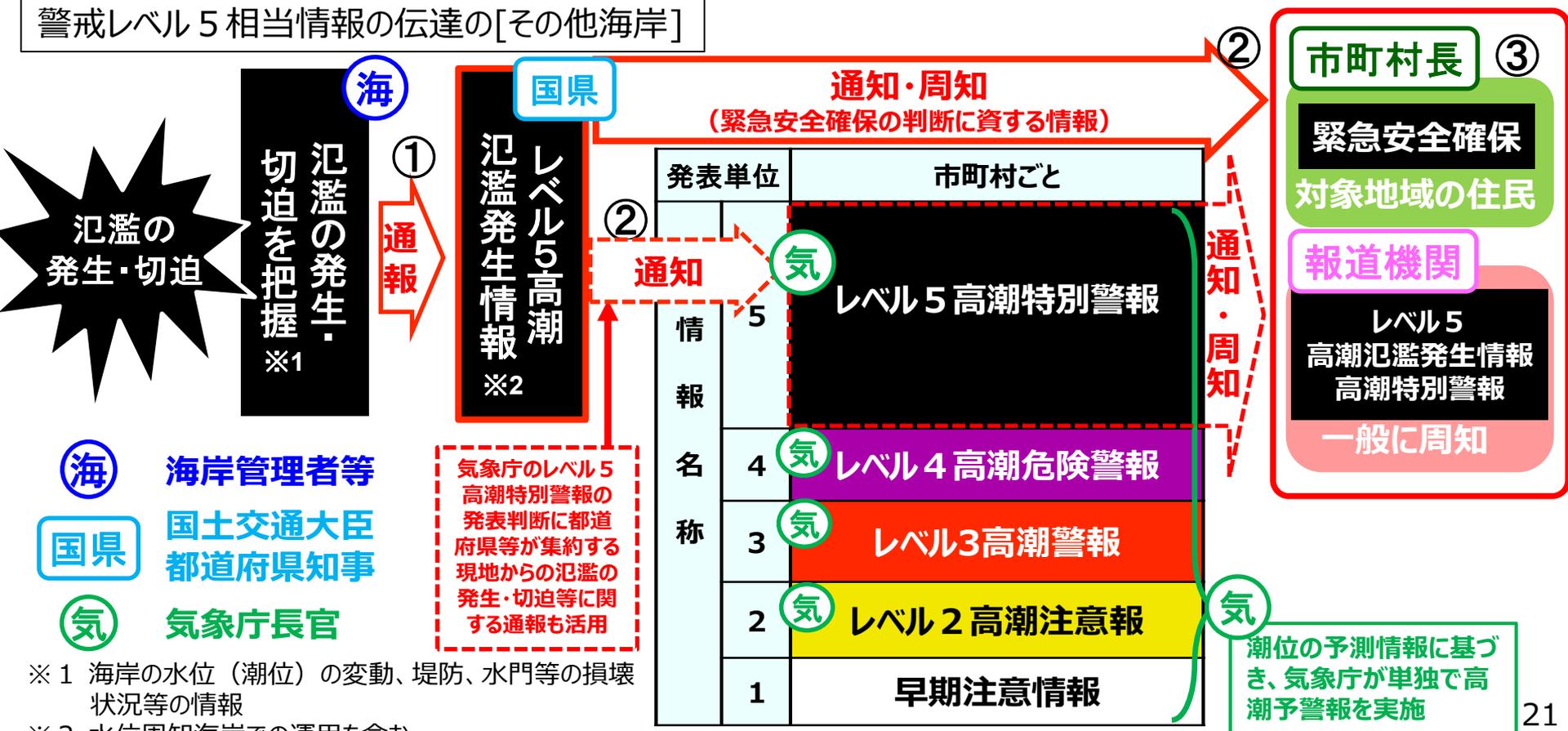
- ① 高潮による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**海岸管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
【水防法 新第24条の2 第1項、新第25条第1項】
- ② **国土交通大臣又は都道府県知事**は、海岸管理者等からの通報に基づき、**レベル5 高潮氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知**するほか、気象庁の求めに応じ、**高潮の特別警報の判断に必要な情報**（指定海岸の水位の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**。
【水防法 第13条の4、新第24条の2 第2項、気象業務法 新第13条の2 第5項、第7項、第8項】
- ③ **市町村長**は、国土交通大臣、気象庁長官、都道府県知事からの「レベル5 高潮特別警報（レベル5 高潮氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ[高潮予報海岸]



- ① 高潮による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**海岸管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ② **国土交通大臣又は都道府県知事**は、海岸管理者等からの通報に基づき、**レベル5高潮氾濫発生情報**を関係機関へ**通知・周知**。(気象庁が発表するレベル5高潮特別警報の発表判断にも活用) 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項】
- ③ **市町村長**は、国土交通大臣、都道府県知事からの「レベル5高潮氾濫発生情報」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5相当情報の伝達の[その他海岸]



※1 海岸の水位（潮位）の変動、堤防、水門等の損壊状況等の情報
 ※2 水位周知海岸での運用を含む